

たかはま！タウンミーティング実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高浜町と町民が町政に関する対話を行う「たかはま！タウンミーティング」(以下「タウンミーティング」という。)を実施することにより、町政について幅広い町民の意見を反映させるとともに、町政に対する町民の理解を深めることを目的とする。

(対象者)

第2条 タウンミーティングの対象となる者は、原則として町内に在住し、在勤し、又は在学する5人以上の者で構成する団体(以下「申込者」という。)とする。

(実施方法)

第3条 タウンミーティングの実施方法は、前条に規定する参加者と町長との対談による意見交換とし、町長のほかに内容に沿った担当課の職員が出席するものとする。

2 タウンミーティングの実施時間は、1回当たり90分とする。

(内容)

第4条 タウンミーティングの実施におけるテーマは、子育て施策、高齢者福祉施策、観光振興施策、人口減少施策等のまちづくりの推進に関するものとする。

(開催場所)

第5条 タウンミーティングの開催場所は、町内に限るものとし、当該場所の確保及びタウンミーティングの運営は、申込者が行うものとする。

(申込み)

第6条 申込者は、開催希望日の3週間前までに、たかはま！タウンミーティング開催申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)を町長に提出しなければならない。

(承認等)

第7条 町長は、前条に規定する申込書の提出があったときは、開催日時、内容等について担当課と調整の上、速やかに承認の可否を決定し、たかはま！タウンミーティング(承認・不承認)通知書(様式第2号)により、申込者に通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 タウンミーティングの参加者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱すもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 専ら政治、宗教又は営利を目的としたもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 単なる苦情、要望等を扱うもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 特定の個人及び団体の権利に関する事項を扱うもの又はそのおそれがあるもの

(公表)

第9条 実施したタウンミーティングの結果は、必要に応じて、概要をとりまとめ公表するものとする。

(個人情報取扱い)

第10条 タウンミーティングの実施に際して取得した個人情報は、本事業の運営及び町政

への反映以外の目的には使用しないものとする。

(庶務)

第11条 タウンミーティングに関する庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、タウンミーティングの実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

（宛先）高 浜 町 長

たかはま！タウンミーティング開催申込書

団体の名称	
代表者の 住所及び氏名	住 所： 氏 名：
連 絡 先	電 話： F A X： メー ル：
団体の 主な活動内容	
実施希望日時	第1希望 月 日（ ） 時 分 第2希望 月 日（ ） 時 分 第3希望 月 日（ ） 時 分
開 催 場 所	会場名： 所在地：
参加予定人員	名 （別紙名簿のとおり）
話し合いたい テーマ （当てはまる項目に ○を付け内容を御記入 ください。）	・子育て施策 ・高齢者福祉施策 ・観光振興施策 ・人口減少施策 ・その他
備 考	

申込書の提出は、役場総合政策課にお願いします。

（TEL 0770-72-7711 / FAX 0770-72-2889 / E-mail seisaku@town.takahama.lg.jp）

様

高浜町長

たかはま！タウンミーティング（承認・不承認）通知書

年 月 日付けで申込みのありました、たかはま！タウンミーティングの開催について、たかはま！タウンミーティング実施要綱第7条の規定により、下記のとおり（承認・不承認）をしましたので通知します。

記

開催日	年 月 日 時 分 ~ 時 分
開催場所 (施設等名称)	
連絡先	電話： FAX： メール：
内容 (テーマ)	
町からの 出席者	
その他 (開催条件等)	
不承認理由	
備考	